

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

当会は高松市の内、平成の大合併により高松市と合併した、旧牟礼町および旧庵治町を管轄地区としている。

(洪水：洪水浸水想定区域図)

香川県が作成している「洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」によると、洪水予報河川・水位周知河川である新川および春日川が大雨により氾濫した場合、牟礼地区の一部では最大 3m 未満の浸水が想定されている。

また、小規模河川である相引川、牟礼川、川原川、玉浦川（さぬき市）が大雨により氾濫した場合も、牟礼地区の一部区では最大 3m 未満の浸水が想定されている。

<浸水想定区域指定の前提となる降雨>

新 川：新川流域の2日間の総雨量 1,006mm

春日川：春日川流域の2日間の総雨量 1,009mm

相引川：相引川流域の24時間の総雨量779mm

牟礼川：牟礼川流域の24時間の総雨量786mm

川原川：牟礼川流域の24時間の総雨量786mm

玉浦川：玉浦川流域の24時間の総雨量789mm

(土砂災害：ハザードマップ)

当市の「たかまつ防災マップ」によると、牟礼・庵治地区は五剣山をはじめとする山々に囲まれた地域であるため、山沿地域の多くの箇所が、がけ崩れのおそれのある箇所、土石流のおそれのある箇所に表示されている。

(地震の揺れ：ハザードマップ)

南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率は80%程度と言われており、当市の「たかまつ防災マップ」によると、最大クラスの南海トラフ地震の場合、牟礼・庵治地区では、最大で震度6強の揺れが予想されている。

また、地震発生による液状化の想定においても、牟礼・庵治地区の一部で高い危険度が示されている。

(津波：ハザードマップ)

当市の「たかまつ防災マップ」によると、最大クラスの津波が発生した場合、牟礼港で3.7m、庵治港で2.7m、大島港で2.5mの浸水が想定されている。

(ため池：ハザードマップ)

牟礼・庵治地区には、大小多数のため池が点在し、地震や大雨等により決壊した場合に、特に甚大な被害が想定されるため池については、ハザードマップにより浸水想定区域が予測されており、牟礼地区で85箇所、庵治地区で81箇所のため池が防災重点農業用ため池に指定されている。

(その他)

平成16年に発生した台風16号による高潮災害では、各地で多くの浸水被害が発生したが、牟礼・庵治地区でも床上浸水が196戸発生している。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、管内においても多くの市民の生命および健康に甚大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数834事業者 (令和3年経済センサスより)
 - ・小規模事業者数716事業者 (令和3年経済センサスより)
- (内訳)

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	建設業	103	102	地区内に広く点在
	製造業	220	202	沿岸部に多く点在
	卸売・小売業	199	151	地区内に広く点在
	飲食・宿泊業	62	46	地区内に多く点在
	サービス業	222	187	地区内に広く点在
	その他	28	28	地区内に広く点在

(事業所の立地状況等)

- ・管内は石材業が盛んであるが、沿岸部の石材工場集積地が浸水想定区域内に立地している。
- ・石材業以外の各業種は管内に広く分布しており、一部が浸水想定区域に立地している。
- ・国道11号線に大型スーパーやドラッグストア、ホームセンター等が出店しているが、浸水想定区域外である。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・災害対策基本法第42条の規定に基づく、災害発生時の応急対策や、復旧など災害に係る事務・業務に関して総合的に定めた「高松市地域防災計画」の策定（昭和39年5月策定、令和6年7月に第27次修正）。
- ・総合訓練を始めとする各種防災訓練の実施、自主防災組織等における防災訓練の指導。
- ・災害時緊急物資の備蓄（感染症対策用を含む）。
- ・BCPセミナー等の開催。
- ・高松市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定。

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国および香川県の施策の周知。
- ・事業者BCP策定セミナー等の開催（共催）。
- ・各事業所への事業者BCPの策定支援。
- ・各事業所への事業継続力強化計画の策定支援。
- ・香川県が実施する防災訓練への参加および協力。
- ・防災備品の備蓄。

II 課題

- ・高松市地域防災計画において、当会の役割が記載されているものの、具体的な連携・協力体制については十分に協議できておらず、マニュアル等も整備できていない。
- ・平時、緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・保険、共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

Ⅲ 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対して、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要を周知する。
- ・ 発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・ 発災後、速やかな復興支援策が行えるように、また管内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるように、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・ 事業者 BCP や事業継続力強化計画の策定支援を行い、各事業所の防災意識を高める。
- ・ 保険、共済に対する助言を行える当会経営指導員等を育成する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。
- ・ 「高松市牟礼庵治商工会事業継続計画書」および「高松市地域防災計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回指導時に、高松市のハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険の概要、事業者 B C P に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者 B C P（即時に取組可能な簡易的なものを含む）や事業継続力強化計画の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、I T やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

(別添参照) 高松市牟礼庵治商工会 事業継続計画書
※令和2年1月策定、令和6年12月最終更新

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP や事業継続力強化計画等の取組状況の確認。
- ・高松商工会議所、香川県商工会連合会、高松市中央商工会、当市、当会による担当者会を年1回開催し、支援状況の確認や課題、改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

自然災害（震度6強（当市の予測最大震度）の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で当会管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に災害用伝言ダイヤル（171）、香川県商工会ネットワーク、商工会災害状況報告システム、または SNS 等を利用して、職員の安否確認や事業従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認し、当会と当市で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(被害の規模は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

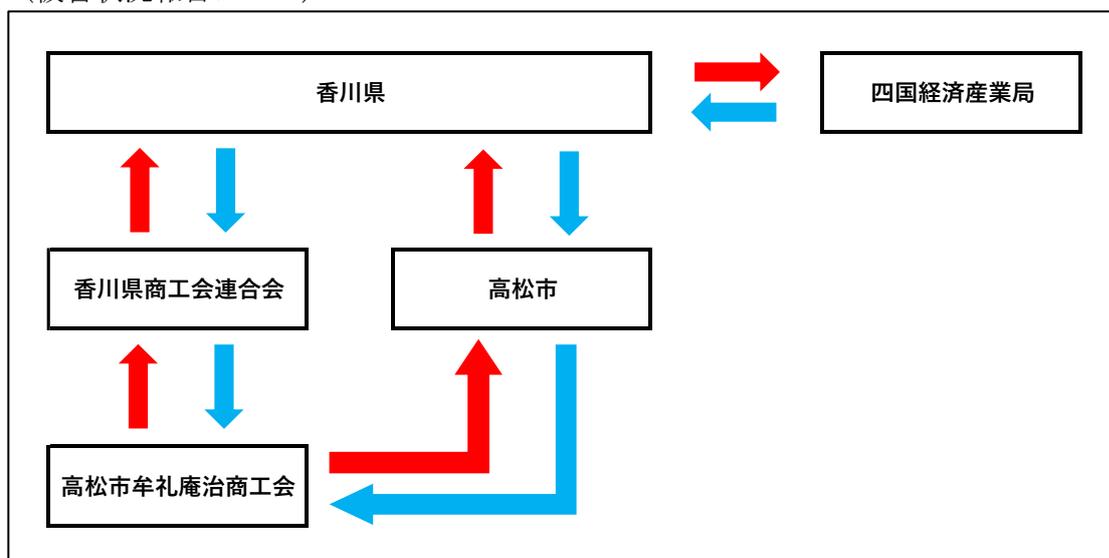
・ 本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、香川県の指定する方法にて当会（香川県商工会連合会経由）または当市より香川県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を香川県の指定する方法にて当会又は当市より香川県へ報告する。

(被害状況報告フロー)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、高松市と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や香川県、高松市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

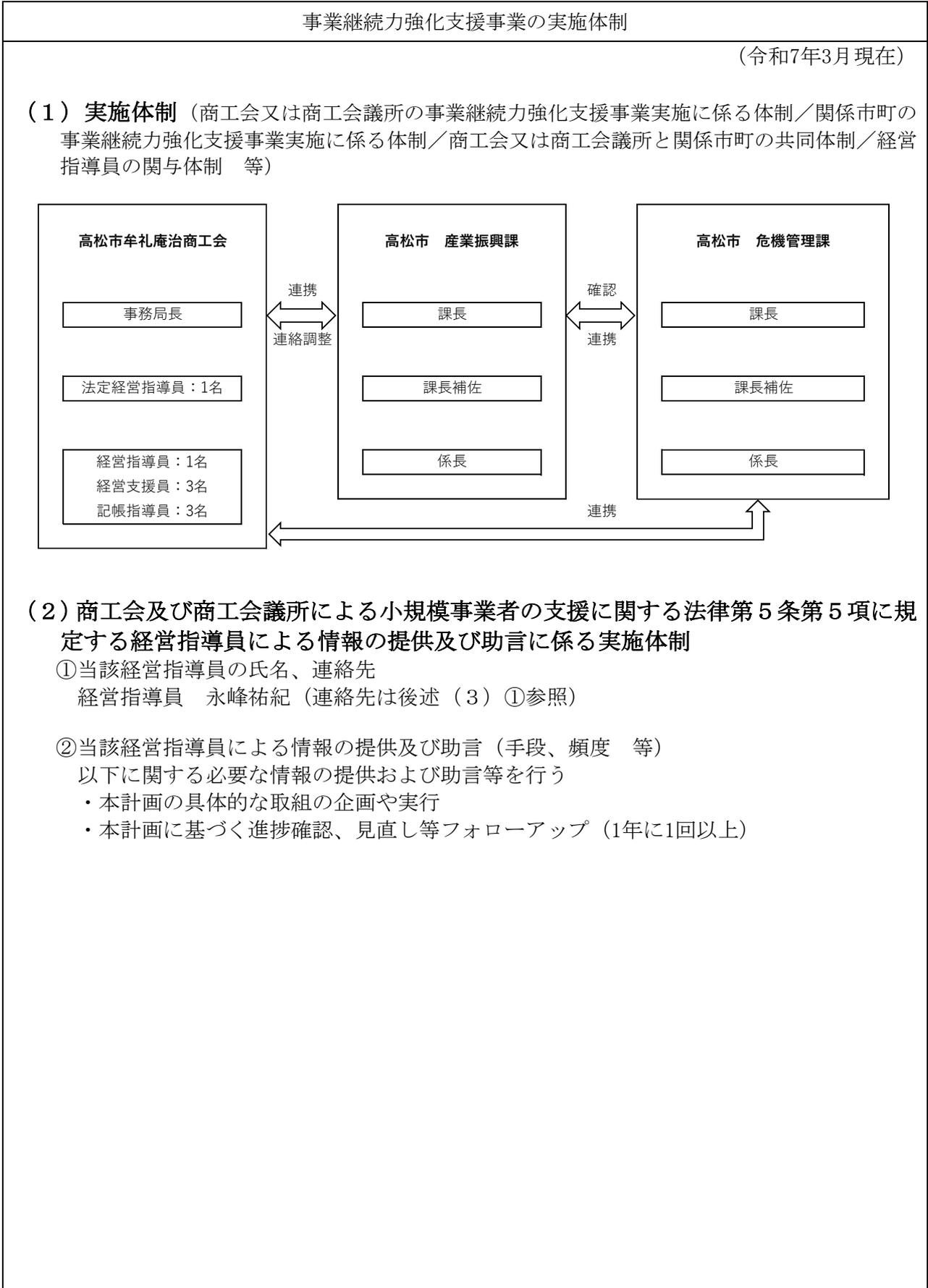
- ・国・県等の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や県と連携し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、国や県と連携し、他の地域からの応援派遣等を検討する。

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

高松市牟礼庵治商工会

〒761-0121 香川県高松市牟礼町牟礼209番地1

TEL：087-845-2835 / FAX：087-845-2839

E-mail：mureaji@shokokai-kagawa.or.jp

②関係市町

高松市 産業振興課

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

TEL：087-839-2411 / FAX：087-839-2440

E-mail：shoukou@city.takamatsu.lg.jp

高松市 危機管理課

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

TEL：087-839-2184 / FAX：087-839-2210

E-mail：bousai@city.takamatsu.lg.jp

※ その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンプ、チラシ作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、香川県交付金、高松市補助金、事業委託費、受益者負担金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等